

令和2年第1回安堵町議会臨時会会議録

(1日目)

日時 令和2年5月7日(木) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 島田 正芳
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 8名

3 欠席議員 6番 島田 正芳

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	民 生 部 長	石橋 史生
事 業 部 長	堀川 雅央	教 育 次 長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	総 務 課 長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）
- 第 4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）
- 第 5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第 6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）
- 第 7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）
- 第 8 議案第1号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第2号 令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について
- 第10 常任委員の選任について
- 第11 議会運営委員の選任について

追加日程

- 第1 議長辞職について
- 第2 議長の選挙
- 第3 副議長辞職について
- 第4 副議長の選挙
- 第5 委員会の閉会中の継続調査について

開 会

午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。

ただいまから、令和2年第1回安堵町議会臨時会を開会いたします。

出席議員は8名です。

島田議員からは本日の会議を欠席する旨、届けが提出されております。

理事者側についてでございますけれども、通常ですと課長全員の出席を求めるところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回は提出案件に関係のある課長に限って出席を願っております。その他の課長につきましては、傍聴席にて傍聴していただいております。ご理解の程よろしくお願いをいたします。

また、議場の扉でございますが、天井が高い空間ではございますが、できるだけ密室にならないように考えております。その点ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しております。会議は成立いたしますので、本日の会議を開きます。

西本町長より挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

町長（西本 安博） はい。

議長（森田 瞳） 西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

我が国はもちろんのこと、新型コロナウイルスの感染拡大はとどまることを知らず世界的にも厳しい状況が続いております。

国内外において、新型コロナウイルスの感染症の被害に遭われた方々に心よりお悔やみと、お見舞いを申し上げます。

さて当町におきましては、4月8日に対策本部を立ち上げ、住民の皆さま方の感染拡大を防ぐため、諸活動を全力で行ってきているところでございます。

小・中学校の臨時休校、町公共施設の休館、及び各種イベントの中止など皆さま方にご不便

をおかけしております。

加えて、国においては緊急事態宣言が、延長されたことから今後の先行きが見通せない状況ではありますが、安堵町がONE・TEAMとなって対策に取り組むことで、少しでも早く日常生活を取り戻せるよう努めてまいり所存でございます。

今後は、国、県の出口戦略の検討を注視し遅滞なく今後の対応に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

そのような折ではございますが、令和2年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、専決処分報告案件が5件、人事案件が1件、予算案件が1件の合計7件でございます。

議員の皆さまにご審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

報告第1号は、令和2年3月27日に公布されました、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令に対応するため、専決処分いたしました「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」でございます。

続きまして報告第2号は、令和2年3月31日に公布されました、地方税法等の一部を改正する法律、政令及び省令に対応するため、専決処分いたしました「安堵町税条例等の一部を改正する条例について」でございます。

次に報告第3号は、令和2年3月31日に公布されました、地方税法施行令の一部を改正する政令等に対応するため、専決処分いたしました「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に報告第4号は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に対応するため、専決処分いたしました「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

報告第5号は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に対応するため、専決処分いたしました「安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

続きまして議案第1号は「安堵町監査委員の選任について」でございます。議会選出の福井保夫委員が、令和2年4月15日付で辞職願を提出されたため、地方自治法第196条に基づき、議会選出の委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に議案第2号は「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について」でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として全国民への一律10万円の特別定額給付金の事業費、子育て世帯への生活支援として児童手当一人当たり1万円の上乗せ臨時特別給付金、議場音響設備等の更新及び児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備事業費の増額

補正、並びに、介護保険事業計画策定に係るアンケート調査等事業の交付金が採択されたことに伴う財源更正でございます。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細はその都度、担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議、ご承認、ご可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいりますが、一部日程の順序の変更については、後ほどお諮りいたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、7番 浅野勉議員、9番 大星成司議員を指名いたします。

両議員には、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日のみ、としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

臨時議会の会期は本日のみ、とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 議事日程についてお諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第6 報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）」、日程第7 報告第5号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）」及び日程第9 議案第2号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について」を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、日程第6 報告第4号、日程第7 報告第5号及び日程第9 議案第2号を先に審議することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) それでは日程第6 報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい。議長。

議長(森田 瞳) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) おはようございます。住民課 増田でございます。それでは説明させていただきます。

報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)」でございます。

本改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い国民健康被保険者の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は感染の疑いのある方が労務に服することができない場合に、その生活を保障する傷病手当金を支給するための改正でございます。

また、本改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急に傷病手当金の支給体制を整備する必要があるため、令和2年4月1日の専決処分とし、令和2年4月1日施行とさせていただきます。

それでは、詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

安堵町国民健康保険条例「附則」を「附則第1条」とし、新たに「附則第2条」から「附則第4条」の3条を加えます。

附則第2条第1項につきましては、傷病手当金の支給要件を「労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日」と規定するものでございます。

同条第2項につきましては、傷病手当金の支給額を1日につき直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2とする規定でございます。

続きまして2ページをお願いいたします。

同条第3項につきましては、傷病手当金の支給期間を、支給を始めた日から1年6か月を超えないものとする規定でございます。

附則第3条につきましては、給与等の全部又は一部を受けることができるものには傷病手当金を支給しないこと及び給与等の額が前条第2項の規定により算定される傷病手当金の額より少ない場合に、その差額を支給するための規定でございます。

附則第4条第1項につきましては、受けることができるはずであった給与等を全部又は一部受けることができない場合に傷病手当金を支給するための規定でございます。

同条第2項につきましては、前項で規定した額を、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するための規定でございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和2年5月7日報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月1日専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。ご審議、ご承認の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第4号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 次に日程第7 報告第5号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） それでは、報告第5号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）」でございます。

それでは説明させていただきます。

本改正につきましては、国民健康保険と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、後期高齢者医療被保険者の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は感染の疑いのある方が労務に服することができない場合に、その生活を保障する傷病手当金を支給するため、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正されたことから、その事務を追加するための改正でございます。

また、本改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急に傷病手当金の支給体制を整備する必要があるため、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正条例が公布された令和2年4月10日の専決処分とし、令和2年4月10日施行とさせていただきます。

それでは、詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条中「第8号」を「第9号」とし、第7号の次に次の1号を加えます。「第8号 広域連合条例附則第4条から第6条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を追加いたします。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町後期高齢

者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和2年5月7日報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月10日専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。ご審議、ご承認よろしくをお願いいたします。

（増田住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

議長(森田 瞳) 次に日程第9 議案第2号「令和2年度安堵町一般会計補正予算(補正第1号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい。議長。

議長(森田 瞳) 富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 改めまして、おはようございます。総合政策課 富井でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号「令和2年度安堵町一般会計補正予算(補正第1号)について」ご説明をさせていただきます。

今回の補正理由につきましては歳出におきまして、一つ目といたしまして、音響設備の故障等による整備費の補正でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において迅速かつ的確に家計への支援を行う仕組みとして全世帯に一律一人当たり10万円を支給する特別定額給付金事業に係る経費、加えて新型コロナウイルス感染症拡大防止により影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る経費の補正で、全て国費で賄われます。

三つ目といたしまして、児童手当における社会保障税番号制度情報のデータ表示レイアウトの改正に伴いまして、所要のシステム改修を行う経費の補正で、国より3分の2の補助がございます。

また、歳入におきまして、介護保険計画策定に伴うアンケート調査等事業に対し長寿社会づくり事業交付金の採択を受けましたので、財源更正を行うものでございます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億7,372万8,000円を追加し、歳入歳出総額を44億7,372万8,000円といたします。

それでは、詳細を補正予算書によりご説明をさせていただきます。

補正予算書の11ページをお開きください。

歳出についてでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、2目 財産管理費におきまして、修繕費として39万9,000円、工事請負費として693万円の増額補正でございます。

9目 特別定額給付金給付事業費におきまして、委託料 電算システム修繕委託として1,000万円、負担金補助及び交付金で特別定額給付金として7億4,000万円の増額補正、その他事務費等を合わせまして計7億5,558万円の増額補正でございます。

次に3款 民生費、1項 社会福祉費におきまして、介護保険事業の財源更正でございます。

2項 児童福祉費におきまして、委託料として、電算システム修正委託167万2,000円の増額補正、負担金補助及び交付金で子育て世帯への臨時特別給付金として750万円の増額補正、その他事務費等合わせまして計1,081万9,000円の増額補正でございます。

続きまして7ページにお戻りください。

歳入についてでございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金で、特別定額給付金給付事業費補助金として7億4,000万円、特別定額給付金給付事務費補助金として1,558万円の増額補正でございます。

2目 民生費国庫補助金で子ども・子育て支援事業費補助金として38万1,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金として750万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業事務費補助金として274万7,000円の増額補正でございます。

次に19款 繰越金、1項 繰越金で512万円の増額補正でございます。

次のページお願いいたします。

20款 諸収入、3項 雑入で、長寿社会づくりソフト事業費交付金の採択を受けまして、240万円の財源更正でございます。

それでは、報告書を朗読いたします。

議案第2号

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和2年5月7日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお開きください。

議案第2号

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億7,372万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,372万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月7日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入の部。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額2億2,477万5,000円、補正額7億6,620万8,000円、計9億9,098万3,000円。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額1,998万4,000円、補正額512万円、計2,510万2,000円。

20款 諸収入、3項 雑入、補正前の額4,271万2,000円、補正額240万円、

計4,511万2,000円。

歳入合計。補正前の額37億円、補正額7億7,372万8,000円、計44億7,372万8,000円。

次のページ、3ページをお願いいたします。

歳出の部。2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額4億180万7,000円、補正額7億6,290万9,000円、計11億6,471万6,000円。

3款 民生費、2項 児童福祉費、補正前の額3億6,044万4,000円、補正額1,081万9,000円、計3億7,126万3,000円。

歳出合計。補正前の額37億円、補正額7億7,372万8,000円、計44億7,372万8,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

以上でございます。

ご審議、ご可決の程、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） ただいま、10時26分です。

議員の役員異動等の事案が発生いたしております。

よって午後2時00分まで、暫時、休憩いたします。

休 憩（午前10時26分）

再 開（午後 2時00分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

先ほど、私が議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

議長辞職に伴い案件を進めていきますので、ここで大星副議長と交代いたします。

大星副議長、よろしくお願いいたします。

（副議長と交代）

副議長（大星成司） それでは、議長辞職に関し審議を進めてまいります。

議長 森田瞳議員から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（大星成司） 異議なしと認めます。

よって「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1 として直ちに議題とすることに決定しました。

副議長（大星成司） 追加日程第1「議長辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番 森田議員の退場を求めます。

（森田議員 退場）

副議長（大星成司） 職員に辞職願を朗読していただきます。

議会事務局長（富士青美） はい。では辞職願を朗読させていただきます。

令和2年5月7日

安堵町議会 副議長 殿

安堵町議会 議長 森田 瞳

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

議会事務局長（富士青美） 以上です。

副議長（大星成司） それでは、お諮りします。

森田議員の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（大星成司） 異議なしと認めます。

森田議員の議長の辞職を許可することに、決定いたしました。

森田議員に入場されるよう求めます。

（職員が、森田議員を議場へ案内する）

(森田議員 着席)

副議長（大星成司） 森田議員にお知らせします。

ただいま議題とされました「議長辞職について」は、許可されましたので退任の挨拶をお願いいたします。

8 番（森田 瞳） はい。副議長。

副議長（大星成司） はい。森田議員。

(森田議員 登壇)

8 番（森田 瞳） 私、8 年間にわたりまして、とびとびになっておりますけども、議長という責を 8 期務めさせていただきました。

この間、いろいろと振り返ってみますと安堵町の議員の定数の条例、やはり時代の波とともに、当初、私、一番最初の議員当選当時、16 名でございました。そうした中で、この定数が今日現在 9 名にまで安堵町の議員定数が、なっております。

いろいろと振り返ってみますと、そうしたことに私自身、議長就任以来、何かと微力ではございますけども、私自身が一生懸命、安堵町の未来ある子供達のために議長職を通じて頑張ってきた、自分自身のつもりでございます。

また、ここ 9 年前、西本町政が誕生され、そのほとんどの部分を西本町長と相携えて、一生懸命いろいろ町行政に一端として参入させていただきましたこと、誠に光栄なことと、自分自身、本当に喜んで感謝いたしておる次第でございます。

行く先は、私自身はこれから残された任期 3 年ございます。しっかりと議員一人の立場になって、引き続き安堵町の議会発展のためにも、またひいては安堵町の行政のしっかりと取組の中で議員の一人として力を発揮していきたい、という思いもしております。

そういうことで、ともあれ、いろいろと何かと議員の皆さま方、また行政職員の皆さま方、多大のご尽力・ご協力を賜りまして、この 8 年の任期を全うすることができたことに感謝しておるところでございます。

今後とも、新しくまた議長も誕生することでございますので、新議長誕生の際には、しっかりとまた皆さん方、議会の我々の代表として送り込む訳でございますので、よろしくお願い申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(拍手)

副議長（大星成司） ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(大星成司) 異議なしと認めます。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

副議長(大星成司) 追加日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたい
と思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(大星成司) 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(大星成司) 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定しました。

議長に福井保夫議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま副議長が指名しました、福井保夫議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ござ
いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(大星成司) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました福井保夫議員が、議長に当選されました。

福井議員が議場におられますので、安堵町議会会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

福井議員より、議長当選の承諾及び就任のご挨拶をお願いいたします。

5番（福井保夫） はい。

副議長（大星成司） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

5番（福井保夫） ただいま、皆さんの推選により議長に就任することになりました。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議員になって10年目、ちょうど今、私が本部分団と一緒に消防に入っている時に、こう見まわしますと、その時の団員の、一緒にやった団員の皆さんが、かなり課長以上になられ、この場におられます。時代の流れを感じるな、と、ちょっと今日思いました。

ちょうど私が当選したころの議会の雰囲気と言いますと、あの議員が何かするから、それによって反対とか、ちょっと何か昔の感覚やな、という気がしていました。ここ何年かかけて、前・森田議長が一つにまとめてくれたな、という気がしています。

昨年も森田議長から、ちょうど、監査委員をやってくれへんか、ということと言われ、今はこの安堵町を変えていく一つのチャンスだ、というようなことで一年間、監査委員もさせてもらいました。いろんな意味で良い経験になったのかな、と思います。

先ほど言いましたけども、人でどうのこうのでは無く、物事に対して、是々非々。前にいました田中議員が良く言っていました。是々非々、良いことは良い。悪いことは悪い。そういう軍団を作っていきたいと私は思います。

一生懸命頑張ります。必死のパッチで頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

副議長（大星成司） ありがとうございます。

続きまして、議長章を授与いたします。

（議長章 授与）

議長（福井保夫） ありがとうございます。

（拍手）

副議長（大星成司） これで、議長と交代させていただきます。

円滑な議事運営にご協力をいただきまして、ありがとうございました。
福井議長、議長席にお着き願います。

(福井議長 着席)

議長(福井保夫) それでは、副議長 大星成司議員から副議長の辞職願が提出されています。
「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) はい。異議なしと認めます。
「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

議長(福井保夫) 追加日程第3「副議長の辞職について」を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、大星議員の退場を求めます。

9番(大星成司) はい。

(大星議員 退場)

議長(福井保夫) 職員に、辞職願を朗読させます。

議会事務局長(富士青美) はい。辞職願を朗読させていただきます。

令和2年5月7日

安堵町議会 議長 殿

安堵町議会 副議長 大星成司

辞職願

この度、議員申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

議会事務局長（富士青美） 以上です。

議長（福井保夫） はい。お諮りします。

大星議員の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

大星議員の副議長の辞職については、許可することに決定しました。

大星議員に入場されるよう求めます。

（職員が、大星議員を議場へ案内する）

（大星議員、着席）

議長（福井保夫） 大星議員にお知らせします。

ただいま議題とされました「副議長辞職について」は、許可されました。

退任の挨拶をお願いいたします。

9 番（大星成司） はい。議長。

議長（福井保夫） はい。大星議員。

（大星議員 登壇）

9 番（大星成司） この一年間、議長をはじめとする議会議員の皆さま、そして町長をはじめとする職員の皆さまの、ご理解とご協力をいただきながら、何とか無事、一年を務めさせていただくことができました。

引き続き議会のために、また皆さまからのご協力・ご理解をいただきながら、頑張っていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

（拍手）

議長（福井保夫） ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を

行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長（福井保夫） 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に松田勝議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、松田勝議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松田勝議員が当選されました。

松田議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

松田議員より、副議長当選の承諾並びに就任のご挨拶をお願いします。

1 番（松田勝） はい。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

1 番（松田勝） ただいま、皆さま方から推選をいただき、新たに副議長として大任を仰せつかりました松田勝でございます。

いろんな役目があるかとは思います。特に副議長ですから、議長の手助けをするといひますか、一緒になって、いろいろ議会の運営に携わっていきたい、というふうに考えております。

特に、新しい議長、福井議長ですけれども、彼のブレーキ役であったり、あるいはアクセル役であったりという、いろんな役目を考えているんですけども、何せ福井議員は、ずっと走りっぱなしになる可能性がありますので、ひょっとしたらブレーキ役の方が多いかな、というふうな考えを持っているんですけども、いずれにいたしましても、議会運営という大きな目的がございますから、皆さまのご協力を得て、何とかこの一年、大役を果たしていきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたします

（拍手）

議長（福井保夫） ありがとうございます。

松田副議長、サポートの方よろしく願いいたします。ブレーキもいろいろありますので、よろしくお願いします。

明るく、楽しく、元気よく頑張ってください。

議長（福井保夫） それでは、ここで10分ほど休憩いたします。

次の役員の改選等も決めたいと思いますので。

2時30分から、次、開催します。

休 憩（午後 2時20分）

再 開（午後 2時30分）

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）」議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい。議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） 改めまして、こんにちは。総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。

それでは報告第1号の「専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）」をご説明させていただきます。

本改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和2年3月27日に公布されたことに伴い、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、政令の改正により公務上の災害等に対する損害補償に関し、損害補償の算定の基礎となる額を引き上げる改正がなされております。

また、民法の法定利率が改正されたことを受け、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間の算定に用いる利率について改正がなされています。

なお、本条例改正につきましては、令和2年度の補償基礎額等に係るものでございますので、令和2年3月27日の専決処分とし、令和2年4月1日の施行とさせていただきました。

それでは、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

補償基礎額、条例第5条第2項第1号につきましては、使用する文言の改正でございます。事故・疾病が発生した日等を「以下事故発生日」とする改正でございます。第2号につきましては、団員以外が消防作業等に従事した場合の最低補償基礎額の改正、及び第1号の改正を受けた文言の改正でございます。

続きまして、新旧対照表2ページから4ページをご覧ください。

障害補償年金前払一時金、第3条の4関係、並びに遺族補償年金前払一時金、第4条関係に

つきましては、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金の支給停止の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」とする改正でございます。

新旧対照表4ページ、5ページをご覧ください。

別表において、階級、勤続年数区分でそれぞれ補償基礎額が増額する改正でございます。また、別表の備考1におきましては、最初にご説明いたしました条例第5条第2項第1号の改正を受けての文言の改正でございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和2年5月7日報告

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉田裕一） 次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月27日専決

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉田裕一） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ、ご審議、ご承認の程よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（福井保夫） 日程第4 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（勝井 顯） はい。議長。

議長（福井保夫） 勝井税務課長。

（勝井税務課長 登壇）

税務課長（勝井 顯） 税務課の勝井です。よろしくお願いいたします。

報告第2号の「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）」をご説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、政令、及び省令が、令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日に施行されたことに伴いまして、令和2年度の賦課処理等に影響を及ぼしますので、専決処分とさせていただきました。

主な改正内容は2点でございます。

1点目が、固定資産税関係において、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。

2点目が、個人住民税関係において、町民税の課税の特例の適用期限の延長等でございます。それでは、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書9ページの次の新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず第1条関係の第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする等の所要の措置でございます。

次の2ページの第48条につきましては、法律改正による項ずれに伴う措置でございます。

第54条第2項及び3ページの同条第4項につきましては、法律改正に合わせた規定の整備でございます。

第54条第5項から5ページの第7項につきましては、法律改正に合わせた規定の整備を行い、「第7項」を「第8項」とし、「第6項」を「第7項」とし、「第5項」を「第6項」とし、同条第5項として、使用者を所有者とみなすことができる規定を新設するものです。

続いて、5ページの第61条第9項及び第10項につきましては、法改正による項ずれに伴う措置でございます。

第61条の2につきましては、法改正による項ずれに伴う措置でございます。

次の6ページの第74条の3につきましては、所有者として登記又は登録されている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設するものです。

第75条につきましては、法律改正に合わせた改正でございます。

次に7ページの第96条「第3項」を「第4項」とし、第2項を法律改正に合わせて改正して、「第2項」を「第3項」とし、同条第2項として、たばこ税の課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化の規定を新設するものです。

第98条第1項につきましては、条例の条ずれによる改正でございます。

次の8ページの第111条第6項につきましては、法律改正に合わせた改正でございます。

附則第6条及び附則第7条の3の2第1項につきましては、改元対応でございます。

附則第8条第1項につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものです。

次の9ページの附則第10条につきましては、文言整備でございます。

9ページ中段から11ページ上段の附則第10条の2につきましては、法律改正による項ずれに伴う措置でございます。

次の11ページ附則第11条から14ページの附則第13条については、法律改正に合わせた改正及び改元対応でございます。

附則第15条につきましては、改元対応でございます。

次の15ページの附則第17条の2第1項及び第2項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものです。

次の16ページの附則第22条につきましては、改元対応でございます。

次に17ページから19ページまでの第2条関係は、安堵町税条例の一部を改正する条例（平成27年安堵町条例第23号）の一部改正で、改元対応による改正でございます。

次に20ページの第3条関係は、安堵町税条例等の一部を改正する条例（平成29年安堵町条例第6号）の一部改正で、改元対応による改正でございます。

次に21ページの第4条関係は、安堵町税条例等の一部を改正する条例（平成29年安堵町条例第9号）の一部改正で、改元対応による改正でございます。

次に22ページから25ページまでの第5条関係は、安堵町税条例等の一部を改正する条例（平成30年安堵町条例第26号）の一部改正で、改元対応による改正でございます。

次に26ページの第6条関係は、安堵町税条例等の一部を改正する条例（平成31年安堵町条例第12号）の一部改正で、改元対応による改正でございます。

次に27ページから28ページまでの第7条関係は、安堵町税条例等の一部を改正する条例（令和元年安堵町条例第1号）の一部改正で、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等の所要の措置及び改元対応による改正でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報

告し議会の承認を求める。

令和2年5月7日報告

安堵町長 西本 安博

税務課長（勝井 顯） 次のページをお願いします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

安堵町長 西本 安博

税務課長（勝井 顯） 次のページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

ご審議、ご承認の程よろしくお願いいたします。

（勝井税務課長 降壇）

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長(福井保夫) 日程第5 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい。議長。

議長(福井保夫) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 住民課 増田でございます。報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)」、説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことから、安堵町国民健康保険税条例を改正する必要が生じました。

改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直し、並びに租税特別措置法の改正による修正で、被保険者間の国民健康保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の軽減を図るための改正でございます。

また、本改正につきましては、今年度の賦課に係るものですので令和2年3月31日の専決処分とし、令和2年4月1日施行とさせていただきました。

それでは、詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条第2項でございますが、基礎課税分の課税限度額を61万円から63万円に2万円を引き上げるものでございます。

同条第4項につきましては、介護納付金課税分の課税限度額を16万円から17万円に1万円を引き上げるものでございます。

第22条本文につきましては、軽減して得た額が課税限度額を超えないようにするためのもので、第2条の課税限度額の改正と同様に改正をいたします。

続きまして2ページをお願いいたします。同条第2号につきましては、5割軽減対象世帯の拡充措置で軽減判定基準額算定の一人当たりの額を28万円から28万5,000円に拡充いたします。

続きまして、3ページお願いします。同条第3号につきましては、2割軽減対象世帯の拡充措置で軽減判定基準額算定の一人当たりの額を51万円から52万円に拡充いたします。

さらに4ページをお願いいたします。附則第4項及び第5項では、租税特別措置法の改正により、本文中に「第35条の3第1項」の文言を追加し、規定の修正を行います。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和2年5月7日報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。ご審議、ご承認よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

議長（福井保夫） 次に日程第8 議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番 森田議員の退場を求めます。

（森田議員 退場）

議長（福井保夫） 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい。議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明させていただきます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条におきまして、人格が高潔で見識を有するもの1名及び議会議員のうちから1名を選任することとなっております。

令和2年4月15日に議会議員選任の福井保夫委員から辞職願が提出されたため、今回議会議員のうちで、議会から推薦を受けております森田瞳議員を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は福井委員の残任期間であります、令和5年4月29日まででございます。
それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号

安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により、議会の同意を求める。

令和2年5月7日提出

安堵町長 西本 安博

記

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 森 田 瞳 氏

■■■■■■■■■■生（■■歳）

総務課長（吉田裕一） 以上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。

お座りください。

議案第1号は、原案のとおり同意されました。

議長（福井保夫） 森田議員に入場されるよう求めます。

（職員が、森田議員を議場へ案内する）

（森田議員 着席）

議長（福井保夫） 森田議員にお知らせします。

ただいま議題とされました「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定されましたので、お知らせいたします。

議長（福井保夫） 次に進む前に、事務局から資料を配付してください。

（資料配付）

議長（福井保夫） 日程第10「常任委員の選任について」を議題といたします。

総務産業建設常任委員及び文教厚生常任委員の定数は議員定数と同じくするものであり、安

堵町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり全議員を両常任委員会委員に指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、総務産業建設常任委員及び文教厚生常任委員は、お配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、総務産業建設常任委員会の委員長は松田勝議員、副委員長は増井敬史議員
文教厚生常任委員会の委員長は浅野勉議員、副委員長は三浦博議員
以上です。

議長（福井保夫） 次に日程第11「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきまして、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって議会運営委員は、お配りしました名簿のとおり松田勝議員、増井敬史議員、三浦博議員、山岡敏議員、浅野勉議員、大星成司議員、以上6名を選任することに決定しました。

なお、同委員会の委員長は大星成司議員、副委員長は山岡敏議員です。

議長（福井保夫） 追加日程第5 「委員会の閉会中の継続調査について」議題とします。

委員長からお手元にお配りしましたように、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（福井保夫） 最後に「まほろば環境衛生組合議員について」報告します。

当該組合議員は各町の議長の他、各町議会から一名ずつ選出する議員で構成されます。その他、当議会から選出する者として大星成司議員が決まりましたことをご報告します。

議長（福井保夫） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第1回安堵町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会

午後 2時55分
